

お知らせ

7月豪雨災害により自動車が被災したみなさまへ(お知らせ) ～被災地域の車庫証明・住民票などの有効期間を延長します～

被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

平成30年7月豪雨による災害状況をかんがみ、特定被災地域(※)内に住所を有する自動車の使用者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者について、自動車登録申請時に必要となる「自動車保管場所証明書」及び「自動車の使用者の住所を証する書面」の有効期間を延長します。

※「特定被災地域」(平成30年8月31日第18報)

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域

- ・鳥取県(鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町)
- ・広島県(広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市)
- ・岡山県(岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、津山市、美作市、和気郡和気町)
- ・島根県(江津市、邑智郡川本町)
- ・山口県(岩国市)

最新の適用地域は、内閣府ホームページで確認できます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

提出書類	延長対象	延長期限
自動車保管場所証明書	平成30年6月28日までに証明されたもので、平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、証明の日から概ね1ヶ月の期間が満了するもの	平成30年11月30日 (証明日:平成30年5月19日から平成30年6月28日が延長対象)
自動車の使用者の住所を証する書面	平成30年6月28日までに作成されたもので、平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、発行後3ヶ月の期間が満了するもの	平成30年11月30日 (作成日:平成30年3月28日から平成30年6月28日が延長対象)
印鑑証明書※2 (特定被災地域内に住所を有する者及び特定地域内にその使用の本拠の位置が定められている所有者)	特定非常災害発生日(平成30年6月28日)前3月以内に作成されたもの	平成30年11月30日 (証明日:平成30年3月28日から平成30年6月28日が延長対象)
登録手続き等申請期限※1	特定非常災害により期限までに履行できなかった申請	平成30年9月28日

※1 平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

※2 国土交通省告示第947号(平成30年7月19日)

お知らせ

詳細は、運輸支局等の登録担当窓口におたずね下さい。
(登録番号か車台番号を確認して相談してください。)
(案内が流れたら、「037」でオペレーターにつながります。)

広島運輸支局 050-5540-2068

福山自動車検査登録事務所 050-5540-2069

鳥取運輸支局 050-5540-2070

島根運輸支局 050-5540-2071

岡山運輸支局 050-5540-2072

山口運輸支局 050-5540-2073